

2013年9月13日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳) 2013年 8月

Contents

税務法規

1. サービス貿易等項目の対外支払に係る
税務届出の関連問題に関する公告(国
家税務総局・国家外貨管理局公告
[2013]40号)
2. サービス貿易外貨管理法規の公布に関
する通達(匯発[2013]30号)
2. その他の通達

商務法規

1. 中華人民共和国外国人出入国管理条例
(国务院令[2013]637号)
2. その他の通達

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に
関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を
毎週発行しています。

2013年8月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2013年 8月2日 第2013029号
- ▶ 2013年 8月9日 第2013030号
- ▶ 2013年 8月16日 第2013031号
- ▶ 2013年 8月23日 第2013032号
- ▶ 2013年 8月30日 第2013033号

Japan Business Servicesグループで、2013年8月発行分の中から、
日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、
「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. サービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出の関連問題に関する公告(国家税務総局・国家外貨管理局公告[2013]40号)
2. サービス貿易外貨管理法規の公布に関する通達(匯発[2013]30号)

概要

現行のサービス貿易等項目の対外支払に対する税務管理制度は、国家外貨管理局及び国家税務総局が共同で公布した匯発[2008]64号(以下、「64号通達」)を通じて導入された。2009年1月1日より施行された64号通達において、国内機構及び個人は国外へ一件当たり3万米ドル相当額超のサービス貿易等項目の外貨を支払う場合、所轄税務機関に対し対外支払税務証明を申請することが必要とされている。上述の支払には、サービス貿易等項目の他、収益、経常取引における送金及び一部資本項目の外貨送金が含まれる。

64号通達の施行以来、対外支払税務証明は税務機関にとって税源の確保及びクロスボーダー取引に対する税収徴収管理の強化となる重要な手段のひとつとなった。しかし、クロスボーダー取引及びそれによりもたらされる資本の流通量が次第に増加することに伴い、中国における外貨管理制度を緩和すべきとの世論が高まりつつあった。国家税務総局及び国家外貨管理局は下記の通達を公布し、外貨管理を簡素化する政府側の意図を表明した。この二つの通達は、ともに2013年9月1日より施行される。

- ▶ 国家税務総局及び国家外貨管理局が2013年7月9日付で共同で公布した国家税務総局・国家外貨管理局公告[2013]40号(以下、「40号公告」、即ち「サービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出の関連問題に関する公告」)
- ▶ 国家外貨管理局が2013年7月18日付で公布した匯発[2013]30号通達(以下、「30号通達」、即ち「サービス貿易外貨管理法規の公布に関する通達」)

30号通達には二つの付録、即ち「サービス貿易外貨管理ガイドライン」及びその実施細則(以下、「ガイドライン」)が含まれる。ガイドラインにより、サービス貿易に係る外貨決済の制限を解除し、一定の条件を満たす国内機関のサービス貿易の外貨収入は国外に留保できるとされた。

40号の公告により、外貨送金の税務管理が更に規範化され、現行の手続きに関する規定及び64号通達を含む一連の規定が廃止された。40号公告により、国内機構及び個人は金融機関で1件あたり5万米ドル相当額超のサービス貿易の対外支払を行う場合、事前に所轄国税機関で税務届出の手続きのみを行い、公印を捺印した契約書(協議)のコピーを「サービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出表」と合わせて提供することにより送金が可能とされる。

2. その他の通達

- ▶ ハイブリッド投資業務の企業所得税の処理問題に関する公告(国家税務総局公告[2013]41号)
- ▶ ソフトウェア企業に対する企業所得税の優遇政策の実施に関する通達(国家税務総局公告[2013]43号)
- ▶ 一定の中小企業に対する増値税及び営業税の一時的な免税措置に関する通達(財税[2013]52号)
- ▶ 車船税の徴収管理問題に関する通達(国家税務総局公告[2013]42号)
- ▶ ダイヤモンドに対する消費税問題に関する通達(財税[2013]40号)
- ▶ 地区を跨り経営する企業に対する企業所得税の一括納税における分支機構の年度納税申告事項の明確化に関する通達(国家税務総局公告[2013]44号)
- ▶ 二重課税防止のための新協定および議定書の執行準備に関する通知
- ▶ 民間国際航空運輸に対する輸入保税燃料の使用停止に関する通知(財税[2013]42号)
- ▶ 草食動物の栄養補給用の餌に係る増値税免税問題に関する通達(国家税務総局公告[2013]46号)
- ▶ 税関輸入増値税専用納付書の「照合後控除」の管理弁法の執行に関する通達(税総発[2013]76号)
- ▶ 「(設立、変更、登記証の検査・更新等の)税務登記の手続に対する審査」の廃止に関する通達(税総法便函[2013]175号)

商務法規

1. 中華人民共和国外国人出入国管理条例(国务院令[2013]637号)

概要

2013年5月3日から2013年6月3日まで行われた「中華人民共和国外国人出入国管理条例(草案)」に関する公衆からの意見の募集に続き、国务院は2013年7月12日付で、「中華人民共和国外国人出入国管理条例」(以下、「管理条例」)を正式に公布した。

管理条例の主な内容は以下のとおり。

条項		具体的な規定
普通ビザ	Cビザ	乗務、航空、航空運輸の任務を行う国際列車の乗務員、国際航空機の乗組員、国際航行船舶の船員及び同行する船員の家族
	Dビザ	中国に永住するため入国する外国人
	Fビザ	文化交流、訪問、視察等のため入国する外国人
	Gビザ	他国への乗継のため入国する外国人

条項		具体的な規定
普通ビザ	J1ビザ	中国国内に常設される海外メディアで勤務する外国人記者
	J2ビザ	短期 ¹ の取材のため入国する外国人記者
	Lビザ	個人旅行又は団体旅行のために入国する外国人
	Mビザ	商業・貿易活動のため入国する外国人
	Q1ビザ	中国国民又は中国の永住権を有する外国人の家族構成員、若しくは被扶養等の理由により中国国内に居留するため入国する外国人
	Q2ビザ	中国国内に居住する中国国民や永住権を有する外国人を訪問するために短期で入国する外国人
	Rビザ	国家が必要とする高度な能力及び専門知識を有する外国人
	S1ビザ	就労、学業等の理由により中国国内に居留している外国人の配偶者、父母、満18歳未満の子女、配偶者の父母で長期の親族訪問を目的とする外国人及びその他の個人的な理由により中国国内に居留する外国人
	S2ビザ	就労、学業等の理由により中国国内に滞在・居留している外国人の家族構成員で短期の親族訪問を目的とする外国人及びその他の個人的な理由により中国国内に滞在する必要のある外国人
	X1ビザ	中国国内で長期 ² にわたる留学のため入国する外国人
	X2ビザ	中国国内で短期にわたる留学のため入国する外国人
Zビザ	中国国内での就労のため入国する外国人	
面談の場合	<p>以下に該当する外国人は、ビザ発行機関による面談を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 中国国内での居留を申請する外国人 ▶ 個人身分情報、入国事由について再確認の必要がある外国人 ▶ 入国禁止、国外追放の記録がある外国人 ▶ その他の面談の必要があるとされる外国人 	
居留許可	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 就労(工作)類: 中国国内で就労する外国人 ▶ 学習類: 中国国内で長期において学業に従事する外国人 ▶ 記者類: 中国国内に常設されている海外メディアで勤務する外国人記者 ▶ 家族居住類: 中国国民及び永住権を有する外国人の家族並びに被扶養等の理由により中国国内に居留するため入国する外国人 ▶ 私的事務類: 就労、学業等の理由により中国国内に居留する外国人の配偶者、父母、満18歳未満の子女、配偶者の父母で長期の親族訪問のため居留する外国人及びその他の私情により中国国内に居留する必要のある外国人 	

¹短期とは、中国国内の滞在が180日を超えない(180日を含む)ことを指す。

²長期、常駐とは、中国国内の居留が180日を超えることを指す。

条項	具体的な規定
不法滞在	<p>中国国内において以下の状況がある場合は、不法滞在に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ビザ、滞在・居留許可が規定する滞在・居留期間を越えて滞在、居留した場合 ▶ ビザ免除で入国した外国人がビザの免除期限を越えて滞在・居留し、且つ滞在・居留許可を申請していない場合 ▶ 限定された滞在・居留の範囲を超えて活動を行った場合 ▶ その他の不法滞在の場合

管理条例は2013年9月1日より施行されると同時に、国務院が2010年に修正した「中華人民共和国外国人出入国管理法実施細則」が廃止される。

所見

管理条例の公布の趣旨は外国人の中国における滞在・居留ビザの発行及び関連管理事項の規範化である。実施細則に規定されたビザの種類が8種類から12種類に増加したことは、管理条例がもたらした主な変化の一つである。

多国籍企業の人事部に勤務する外国籍従業員の入国ビザ及び就労許可の申請業務に従事する関係者、訪中を予定している外国籍の従業員は当該管理条例を精査すべきである。不明点がある場合には、専門家に問い合わせることが望まれる。

2. その他の通達

- ▶ 2013年国家たいまつ計画の重点高技術企業申請に関する通達(国科火[2013]187号)
- ▶ 一部の行政法規の廃止・改正に関する決定(国務院令[2013]638号)
- ▶ 中関村国家革新試行地区におけるハイテク企業認定管理の試行延長に関する通達(国科発火[2013]529号)
- ▶ 2013-2014年度国家重点ソフトウェア企業及びIC企業の認定業務の組織・展開に関する通達
- ▶ 広東省における加工貿易の審査業務改革に関する通達(商産函[2013]449号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834
小谷 将也 監査
Kotani.masaya@cn.ey.com +86-10-5815-2225
平澤 尚子 税務・移転価格
naoko.hirasawa@cn.ey.com +86-10-5815-2115

阿部 信臣 監査
abe.nobuomi@cn.ey.com +86-10-5913-5111

大連

佐々木 大 監査
dai.sasaki@cn.ey.com +86-411-8252-8999

上海

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

顧 崢 監査
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

田中 勝也 監査
katsuya.tanaka@cn.ey.com +86-21-2228-5173

金杉 喜文 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

長谷川 敬 監査
takashi.hasegawa@cn.ey.com +86-21-2228-5275

三井 貴子 監査
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

篠崎 洋樹 税務
hiroki.shinozaki@cn.ey.com +86-21-2228-3029

久保田 順一 M&A
junichi.kubota@cn.ey.com +86-21-2228-4749

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

富永 和晃 税務
kazuaki.tominaga@cn.ey.com +86-20-2838-1456

内野 健志 監査
takeshi.uchino@cn.ey.com +86-20-2881-2720

深圳

玉城 正勝 監査
masa.tamashiro@cn.ey.com +86-755-2502-8192

香港

重富 由香 監査
yuka.shigetomi@hk.ey.com +852-2629-3907

中野 強 監査
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com +852-2629-3031

榑原 史典 監査
fuminori.sakakibara@hk.ey.com +852-2629-3954

水永 真太郎 金融
shintaro.mizunaga@hk.ey.com +852-2849-9395

東京

新日本アーンストアンド・ヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司 税務・移転価格
kenji.kasahara@jp.ey.com +81-3-3506-2396
崔 虹 税務
hong.cui@jp.ey.com +81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 マーケット本部 JBS部

関口 俊克 中国ビジネス一般
Sekiguchi-tshkts@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131

松原 充哉 中国ビジネス一般
matsubara-mts@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131

新日本有限責任監査法人 マーケット本部 新興国コンサルティング室 中国デスク

工藤 敏彦 中国ビジネス一般
kudo-tshhk@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1844

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で167,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2013 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03000150

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしておりません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china